

# 令和8年度 京都市立醍醐西小学校「学校いじめの防止等基本方針」

## I 総則

### (1)目的

いじめは、時代によってその態様を変化させながら、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与える。また場合によっては、その生命または身体に重大な危険を生じさせる。

いじめは深刻な人権問題である。しかし、いじめは、どの学校や学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉え、学校の中で「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、いじめを許さない学校づくりを推進する。

平成29年3月に改訂された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、「いじめの積極的な認知」「未然防止・早期発見と組織的な対応の徹底と検証」などの取組の更なる充実をめざし、本方針を策定するものとする。

### (2)基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。また、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であるということ認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

## 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

### (1)醍醐西小学校いじめ対策委員会

#### ア 構成員（職名又は校務分掌）

校長・教頭・教務主任・生徒指導部教員・スクールソーシャルワーカー・

スクールカウンセラー

※緊急対応時はこの限りではない

#### イ 開催時期

○定例会議・・・毎月火曜日（緊急対応の場合は、この限りではない）

#### ウ 委員会として取り組む内容

各学年の児童の情報交換と課題の共有化

○基本方針に基づく取組や行動計画の確認

○未然防止策、早期発見に向けての対策

・全児童に対して、いじめ対策委員の教職員の紹介

・教育相談の実施

○いじめに関わる情報に対する支援指導及び保護者との連携

・被害児童及び保護者への連絡と対応についての相談

・被害児童及び保護者の意向に沿った加害児童及び保護者への指導

○関係機関、専門機関との連携対応

### 3 学校いじめ防止プログラム

#### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

##### ア 学習規律の徹底

##### イ 「楽しい・わかる・できる」が実感できる学びの追究

○全ての教育活動の場面で、生徒指導の実践上の4つの視点を意識した取組を行う。

- ・児童が自己存在感を実感でき、さらに自己肯定感、有用感を育むことができるような配慮を行う。(自己存在感の感受)
- ・児童が生活集団の中で、相互の多様性を認め尊重し合う関係づくりの推進。(共感的な人間関係の育成)
- ・児童が授業の場面等で自分の意見や考えを自由に発表できる機会の提供。(自己決定の場の提供)
- ・児童が学級等で安全かつ安心して学校生活を送れるような風土づくり。(安全・安心な風土の醸成)

##### ウ 「人権」を基盤とした学習活動

○毎月の人権学習(ぽかぽかタイム)及び社会科同和問題指導

- ・社会問題として依然として残っている「人権問題」について、1年生から6年生までテーマを決めて学習を進め、矛盾や不合理に気付くとともに、「人権」について正しい認識をもつようにする。
- ・人権問題を解決していく当事者としての実践力を培う。

○特別の教科道徳

- ・重点目標を、「自分や他者を大切にし、目標に向かって努力する子どもの育成」とし、道徳的な認識と実践力を育てる。

\*社会科同和問題指導と特別の教科道徳の効果的な指導を行う。

##### エ 特別活動の活性化

子どもの自主的、主体的な活動を通して、子ども同士の絆を強固なものにしていき、いじめや規律に反する行為等は許されるものではないことを理解できるようにするとともに、規範意識を高める。

○集団活動、自主的な活動、実践的な活動であること

- ・学級会活動を中心とした話し合い活動の充実。
- ・児童が主体的に考え、実践できる機会や場を積極的・意図的に仕組む。
- ・活動後、達成感や充実感を感じ、次への意欲につなげていけるよう振り返りを行う。

#### (2) いじめの早期発見、積極的認知のための措置

##### ア 日常における児童の見逃しのない観察

○教職員による観察及び児童からの訴え等の情報の共有化を対策委員会で行う。

##### イ いじめアンケート、クラスマネジメントシートによる実態把握

○いじめアンケートによる実態把握と同時に、アンケートについての教育相談を全児童に行う。

○クラスマネジメントシートによる実態把握と分析をスクールカウンセラーと共に行い、個々の児童の状況を把握する。

ウ 観察、いじめアンケート、教育相談、クラスマネジメントシートによる実態把握で、気になる児童に対しては児童及び保護者との話し込みを行う。

#### (3) いじめが起こった時の措置及び組織的な対処

##### ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、いじめの有無について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

#### イ いじめやその疑いを把握したときの対応

- いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- 「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- 周りの児童の関わりを把握する。
- 被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- 被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- 被害児童及び保護者への支援を行う。
- 加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- 周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い、再発を防ぐ。
- 事案によっては、警察にも連絡を入れる。

#### ウ ICT関連等を通じて行われるいじめへの対応

- 誹謗中傷の発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- 複数の教員で事実確認を行い、関わりをもった児童を把握する。
- 被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- 被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- 被害児童及び保護者への支援を行う。
- 加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- 周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い、再発を防ぐ。
- 事案によっては、警察にも連絡を入れる。

#### エ いじめ解消の定義

- いじめが解消に至っていない場合は、被害児童を守りきり安全、安心の確保を図る。
- いじめが解消に至るまで被害指導の支援を継続するため、支援方法、情報共有を含めた教職員の役割分担を行う。
- いじめが解消したと捉えるのは、少なくとも3カ月間被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が継続した場合をいう。

#### (4) 教職員の資質向上において

##### ア 校内研修の時期・内容等

- 4月、5月、8月、1月に生徒指導研修会を実施。  
生徒指導研修を4回行う。4月「醍醐西小学校いじめの防止等基本方針の徹底」、5月「見守ってほしい児童についての研修及びいじめの積極的認知に向けての研修」、8月「クラスマネジメント（アンケート結果を基にした）研修」、1月「学級経営に関する研修・生徒指導力向上に向けた研修。」などを含む研修を実施。
- クラスマネジメントシート（年3回）実施後、スクールカウンセラーと共に分析を行う。

#### 4 保護者、地域、関係機関との連携

##### (1) 地域・家庭との連携の推進に向けて

ア 醍醐西小学校PTAと連携し、「醍醐西小学校いじめの防止等基本方針」に対して理解を図ったり、生活だよりを中心とした継続的な啓発を行ったりする。

##### (2) 関係機関との連携の推進に向けて

ア スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・スクールサポーター（京都府警察）・所轄の警察署との連携を密にしておく。

##### (3) 非行防止教室の実施

ア スクールサポーター（京都府警察）と連携をし、『「いじめ」は犯罪』と厳しい姿勢で、学年に応じた授業を行うとともに、児童の状況に応じて随時実施する。

#### 5 重大事態への対処

##### (1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及び保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

##### (2) 重大事態が発生した時の対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。

重大事態は法において、以下のように定義されている。

- ① 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等にあたる。

本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、

- ① 事実関係を明確にする調査。
- ② 必要に応じた適切な保護者への情報提供。
- ③ 京都市教育委員会への調査結果の報告。
- ④ 調査結果を踏まえた適切な処置。
- ⑤ 同種の事態発生の防止に向けた取組の推進等

を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体となった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

## 6 年間計画

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会「学校体制や組織的対応の共有」</li> <li>生徒指導研修「生指導方針の共有」と「いじめの防止等基本方針」共通理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>始業式</li> <li>入学式</li> <li>道徳</li> <li>ぼかぼかタイム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度のクラスマネジメントシート、いじめアンケート等の共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業参観、子育て懇談会（メディアコントロール、情報モラルに関する話）</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会 記名式いじめアンケート実施に向けて</li> <li>見守ってほしい児童についての研修及びいじめの積極的認知に向けての研修</li> <li>学級経営方針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>朝会、児童集会において、いじめ対策委員会の紹介</li> <li>道徳</li> <li>朝会で「憲法月間」の講話</li> <li>日常の縦割り活動</li> <li>児童集会</li> <li>1年生をむかえる会</li> <li>530デーの取組</li> <li>ぼかぼかタイム</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭訪問</li> <li>学校だよりにおいて啓発</li> <li>家庭訪問</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会 いじめアンケート、クラスマネジメントシートの結果と分析の共有</li> <li>教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳</li> <li>朝会、児童集会</li> <li>日常の縦割り活動</li> <li>メディアコントロールデーの取組</li> <li>道徳授業参観</li> <li>情報モラル教育</li> <li>非行防止教室（2・5年）</li> <li>ぼかぼかタイム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回クラスマネジメントシート</li> <li>第1回いじめ記名式アンケート</li> <li>教育相談週間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>休日参観</li> <li>生活だよりでの啓発</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会 教育相談の結果の共有</li> <li>教育相談</li> <li>事例をもとにした実践研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳</li> <li>朝会、児童集会</li> <li>日常の縦割り活動</li> <li>個人懇談会</li> <li>花背山の家宿泊学習</li> <li>4年若狭湾青少年自然の家宿泊学習</li> <li>ぼかぼかタイム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校評価アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人懇談会</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会</li> <li>1学期のいじめ事案の経過の共有</li> <li>人権参観に向けた指導案検討会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳</li> <li>朝会、児童集会</li> <li>縦割り活動</li> <li>ぼかぼかタイム</li> </ul>		
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会</li> <li>未然防止に向けた取組の確認と見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳</li> <li>朝会、児童集会</li> <li>日常の縦割り活動</li> <li>6年修学自然教室</li> <li>ぼかぼかタイム</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>授業参観、子育て懇談会</li> <li>学校評価</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会</li> <li>いじめアンケートに向けて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳</li> <li>朝会、児童集会</li> <li>日常の縦割り活動</li> <li>運動会</li> <li>ぼかぼかタイム</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>親子道徳</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会</li> <li>第2回クラスマネジメントに向けて</li> <li>いじめアンケート、クラスマネジメントシート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳</li> <li>朝会、児童集会</li> <li>日常の縦割り活動</li> <li>たてわりの日</li> <li>ケータイスマホ教室（3・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回いじめ記名式アンケート</li> <li>第2回クラスマネジメントシート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活だよりでの啓発</li> <li>自由参観（人権参観）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>の結果と分析の共有</li> <li>教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5年)</li> <li>メディアコントロールデーの取組</li> <li>ぼかぼかタイム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談週間</li> </ul>	
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会</li> <li>教育相談の結果の共有</li> <li>未然防止に向けた取組の確認と見直し</li> <li>教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳</li> <li>朝会、児童集会</li> <li>日常の縦割り活動</li> <li>人権月間の取組（いじめについての講話）</li> <li>薬物乱用防止教室（5・6年）</li> <li>個人懇談会</li> <li>ぼかぼかタイム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校評価アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校だよりでの啓発</li> <li>個人懇談会</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会</li> <li>2学期のいじめ事案の経過の共有</li> <li>学級経営、生徒指導力向上に向けた研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳</li> <li>朝会、児童集会</li> <li>教育相談</li> <li>日常の縦割り活動</li> <li>ぼかぼかタイム</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>学校評価</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会</li> <li>いじめ防止プログラムの見直しと確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳</li> <li>朝会、児童集会</li> <li>日常の縦割り活動</li> <li>メディアコントロールデーの取組</li> <li>情報モラル教育</li> <li>ぼかぼかタイム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3回クラスマネジメントシート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業参観、子育て懇談会</li> <li>新入生入学説明会</li> <li>生活だよりでの啓発</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会</li> <li>次年度に向けての基本方針の確認</li> <li>職員会議</li> <li>いじめ防止プログラムの見直しと確認</li> <li>次年度に向けての基本方針の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳</li> <li>朝会・児童集会</li> <li>日常のたてわり活動</li> <li>6年生を送る会</li> <li>卒業式</li> <li>ぼかぼかタイム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次年度に向けてのアンケート等の結果の集約</li> <li>アンケート原本保存（5年間）</li> </ul>	

# 《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

## 前提となる基本事項

### 『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

### 『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

### 未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

### いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

### 組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

#### 【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

#### 【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童と、いじめを行った児童を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

### 管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

#### 【児童への指導・支援】

- いじめを受けた児童は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

#### 【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

#### 【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

#### 【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童・保護者の意向を十分尊重し、関係児童、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。
- ※事案内容によってはこの限りではない。

#### 【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

### 「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

#### 【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
  - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
  - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。